

会 議 録

1 会議名

平成 27 年度 第 2 回上越市介護保険施設整備等検討委員会

2 議題（全て公開）

- (1) 上越市第 6 期介護保険事業計画に基づく介護保険施設整備事業者募集要項等について
- (2) その他

3 開催日時

平成 27 年 10 月 29 日（木）午後 3 時 30 分から

4 開催場所

上越市役所木田庁舎 4 階 402・403 会議室

5 傍聴人の数

1 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯吉令枝、竹山貞子、松永剛、松本新一、飯塚俊子、中村好男、岩野俊彦
（出席7人 欠席0人）
- ・ 事務局：笹川高齢者支援課長、佐藤副課長、細谷係長、西條主任、佐野主任

8 発言の内容

- ・ 委嘱状交付
- ・ 正副座長の選出
座長に飯吉令枝委員、副座長に松本新一委員を選出
- ・ 協議

- (1) 上越市第 6 期介護保険事業計画に基づく介護保険施設整備事業者募集要項等について

事務局（西條主任）： 「基本的な考え方」「評価のポイント等」について説明

飯吉座長： （委員に事務局説明への質疑を求める。）

中村委員： 初めてなのでピントのずれたことを聞くかもしれませんが、この中で1事業者募集を行って1事業者しか応募がない、そういうことってあるのですか。

西條主任： もちろん想定しております。

中村委員： そうなった場合、採点はしますか。しませんか。

西條主任： 審査要領には6割以上の得点がなければ決定しないとしております。提案内容が一定の基準を満たしている必要があると考えておりますので、皆さんには1事業所のみのお応募であってもプレゼンテーションによる審査をしていただきたいと思いますと考えています。

中村委員： 資料1ですけど、ここに募集を行う項目がありますよね。これを2時間の間に採点するのですか。

西條主任： 応募する事業者の数によってボリュームは変わってきます。前回25年度の時には、介護老人福祉施設で4事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で2事業者のお応募があり、1日かけてプレゼンテーションをしていただきました。今回は6区分あり、かなりの数が想定されるため、プレゼンテーションについては予備日も含めて2日間で行いたいと考えています。

中村委員： プレゼンテーションの時は我々も出席し、質問するのですか。

西條主任： はい。皆さんから参加いただき、事業者の提案を聞いていただいた中で、質疑応答を含めながら採点いただく形を考えています。

中村委員： 例えば虚偽の申請をされる場合があると思いますが、そういうものはその場で見つかった段階で考えるということですか。

西條主任： 出てきた書類につきましては、基本的な法令を満たしているかどうかの部分については、事務局で確認させていただきます。

中村委員： 職員が何人いるのかなど、しょっちゅう変わりそうなものもありますよね。そういうものは市の事務局でチェックするのですか。

西條主任： 募集要項にも書かせていただいておりますが、開所一定期間経過後に皆様と私ども事務局の方で、開所した事業所に訪問し、ヒアリング等をさせていただいて、確認を行う事を考えています。25年度整備した施設についても、本日出席されている飯塚委員、岩野委員から10月初めに施設を訪問いただき、確認していただきました。

中村委員： 今、色々なところで施設の入所者のクレームが出ていて、市の職員など、相談に乗っている人たちもいますよね。そういうものは、ここに出た後でフィードバックというか、そのようなことは行っているのですか。

西條主任： 新規の施設に限らず市内にある介護保険施設については、市が保険者として、苦情等の受付窓口になっています。まず市に相談いただいて、改善策に関する仲裁を行うなど、必要に応じて対応をさせていただいています。

中村委員： 現実問題に取り消しとかはあるのですか。

笹川課長： 指定の取り消しの話になりますと、指定権者が県という事もありますので、指導監査と調査をした結果として、最終的に場合によっては取り消しという事も制度上はあります。

西條主任： 市で指定させていただいている施設もありますので、そちらについては市で検討して対応するという事を補足させていただきます。

中村委員： ありがとうございます。

事務局（西條主任）： 「スケジュール等について」説明

次回（第3回）の委員会開催日について、11/9～11/11の間で委員のスケジュール確認後、次回11月11日（水）午前10時からに決定。
次回の委員会において、委員会として募集要項等を決定することを確認。

飯吉座長 （議題終了後、事務局や委員に質疑を求める）

中村委員 細かい話ではなくて、なんでこの制度が取られているのか、例えば市の

ホームページを見れば分かるとか、そういうものはないのですか。いきなり具体的な話ではなくて、どういう目的があって、やるとどのようなメリットがあって、一般市民でも分かるようなことが書かれた物がありますか。

笹川課長： この委員会の開催趣旨等になりますと、先程の介護保険運営協議会の方でご説明した整備検討委員会の資料2が概略という形になっていて、説明したつもりでいましたが不十分だったかもしれません。この委員会があるということは、市が勝手に募集して恣意的に決めるという事ではなくて。

中村委員： そういうことではなくて、参考2は設置要綱ですよ。このもっと大本になっているのは何ですか。設置要綱で設置しなさいというから設置するのですよね。その設置しなさいという大本はないのですか。こういう委員会を作らなければだめだよ。これは細かい設置の中身を言っているわけで、このもっと大本はありますか。

笹川課長： 大本という事で言えば介護保険法です。

中村委員： 介護保険法ですね。それは市町村や県でやらなければいけないことになっているのですね。

笹川課長： そうです。

西條主任： 中村委員からは公募で参加いただいているところです。私も新任で担当させていただき、介護保険について不勉強で申し訳ないのですが、第4回の会議を勉強会という形で審査の方法や雑ばくな御議論をいただける場を設けさせていただきたいと考えております。次回の第3回は中村委員からは御出席いただけませんが、第4回を11月中に予定させていただきたいと思いますので、そこで皆さんとお話をさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

中村委員： 分かりました。

9 問い合わせ先

健康福祉部高齢者支援課介護指導係

Tel 025-526-5111 (内線 1152)

E-Mail : kaigo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。